

吉野川上流大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約（案）

※赤字：水防法に基づく協議会の設置に伴う変更 ※青字：県区間拡大に伴う変更

~~（名称）~~（設置）

第1条 ~~この会議は、~~水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会及び第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「吉野川上流大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置すると称する。

（目的）

第2条 協議会は、吉野川上流の国及び徳島県管理区間で大規模氾濫が発生することを前提に河川管理者、県、市町等が連携して減災のための目標を共有し、近年、吉野川流域で薄れつつある「水防災意識社会」を再構築するとともに、堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備えるべくハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の対象河川）

第3条 協議会の対象河川は、別表3のとおりとする。なお、対象河川以外の一級河川についても必要に応じて協議することができる。

（組織の構成）

第~~4~~4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第~~4~~5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第~~5~~6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、出水期前に堤防の共同点検等を実施し状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第~~6~~7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第~~7~~8条 協議会に提出された資料等についてはWEBサイト等で速やかに公表する。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の協議については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第~~8~~9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、四国地方整備局徳島河川国道事務所河川調査課、[徳島県県土整備部河川整備課](#)及び吉野川上流水防連絡会事務局市町が共同で行う。

(雑則)

第~~9~~10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き及びその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附則

本規約は、平成28年 5月19日から施行する。

(平成29年5月22日一部改正、同日施行)

(平成30年5月25日一部改正、同日施行)

美馬市長
三好市長
つるぎ町長
東みよし町長

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長
国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所長

水資源機構 池田総合管理所長

気象庁 徳島地方気象台長

徳島県 県土整備部長
徳島県 西部総合県民局 県土整備部長
徳島県 西部総合県民局 県土整備部副部長
徳島県 西部総合県民局 地域創生部長

美馬市 監理課長、危機管理室長
 三好市 管理課長、危機管理課長
 つるぎ町 建設課長、危機管理課長
 東みよし町 建設課長、総務課長

美馬市消防本部消防長
 美馬西部消防組合消防本部消防長
 みよし広域連合消防本部消防長

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所
 副所長<地域>、事業対策官、工務第一課長、河川調査課長、河川管理課長
 防災課長、吉野川貞光出張所長、吉野川美馬出張所長
 国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所 副所長

水資源機構 池田総合管理所 第一管理課長

気象庁 徳島地方气象台 防災管理官

徳島県 県土整備部 河川整備課 課長補佐
 徳島県 県土整備部 流域水管理課 課長補佐
 徳島県 西部総合県民局 県土整備部（美馬） 次長
 徳島県 西部総合県民局 県土整備部（三好） 次長
 徳島県 西部総合県民局 県土整備部（美馬） 課長（予防保全・管理担当）
 徳島県 西部総合県民局 県土整備部（三好） 課長（予防保全・管理担当）
 徳島県 西部総合県民局 地域創生部（美馬） 課長（危機管理担当）

洪水予報河川

吉野川

水位周知河川

貞光川